

Contents

- 1 確約手続の導入について
- 2 英国の欧州連合離脱と競争法当局対応の展望
- 3 2018年に執筆した独占禁止法に関する主な書籍・記事のご紹介

I. 確約手続の導入について

弁護士 臼杵 善治 / 植村 直輝

1 確約手続とは

2018年12月30日に施行される予定の独占禁止法改正により、確約手続が導入される予定である。確約手続とは、独占禁止法違反の疑いのある行為について、公正取引委員会と事業者の間の合意により自主的に解決するための手続である。このような手続が導入された背景としては、TPP協定により、TPP協定締結国は、競争法違反行為に関し、競争当局と事業者との間で合意により自主的に解決する制度の導入が義務付けられていたためである。公正取引委員会は、かかる確約手続に必要な規則を整備するために、2017年1月25日に公正取引委員会の確約手続に関する規則(「確約手続規則」)を制定するとともに、確約手続に関する法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から2018年9月26日に確約手続に関する対応方針(「ガイドライン」)を策定した。

2 確約手続の対象となる事件

確約手続の対象となる事件について、ガイドラインは、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認める事案を対象とするとともに、以下の3つに該当する事件は確約手続の対象外であると述べている。

- ① 入札談合、価格カルテル等のハードコアカルテルに当たる違反被疑行為
- ② 過去10年以内に行った違反行為と同一(繰り返し)の違反被疑行為
- ③ 刑事告発相当の悪質かつ重大な違反被疑行為

これらのガイドラインの説明を踏まえると、優越的地位の濫用及び拘束条件付取引等の不公正な取引方法、私的独占等が確約手続の主な対象となることが予測される。

3 確約手続の流れ

確約手続は、概ね、以下の流れで進行することになる。

	主体	手続
①	公正取引委員会	被疑事業者に対する調査開始(立入検査、報告命令)
②	公正取引委員会	被疑事業者に対し、確約手続通知を送付(独禁法の規定に違反する疑いのある行為の概要・法令の条項等を通知)
③	被疑事業者	確約手続通知受領後 60 日以内に、公正取引委員会に対して確約計画の申請(なお、確約手続の利用を希望しないという対応を取ることも可能)
④	公正取引委員会	確約計画の認定又は却下 ※公正取引委員会は、確約措置が違反被疑行為を排除するために十分なものであるか、確約措置が確実に実施されると見込まれるかを認定基準として判断

4 確約手続導入の影響

事業者の立場から考えると、確約手続を利用することにより、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けることを避けることができ、また独占禁止法違反認定によるレピュテーションリスクを避けることができるため、確約手続を利用することがメリットになるケースが多いように考えられる。一方、公正取引委員会としても、立証負担の軽減、競争上の懸念の早期是正の観点から、ある程度積極的に確約手続の利用がなされることが想定される。

もともと、事業者側から確約手続の利用を希望しても、公正取引委員会が確約手続通知を行わない限り、公正取引委員会の審査は通常手続で進むことになるため、事業者側としては上記確約手続のメリットを享受することができないことになる。したがって、事業者側としては、公正取引委員会から調査を受けた場合には、当該事案について確約手続の対象となる事件であるかを確認すること、また公正取引委員会が通常手続ではなく確約手続で事件処理を行う意向の有無を確認するため、調査開始後から公正取引委員会の担当官と積極的にコミュニケーションをとり、確約手続による解決の可能性を模索することが重要になってくると考えられる。

II. 英国の欧州連合離脱と競争法当局対応の展望

外国法事務弁護士 バシリ ムシス / 弁護士 臼杵 善治 / 金子 涼一

2018年11月、英国政府は欧州連合(「EU」)との間で、英国の欧州連合離脱(「ブレグジット」)に関する The Withdrawal Agreement(離脱協定)に暫定合意した。一方で、本年10月、英国政府が「合意なき離脱」(ノー・ディール)におけるブレグジット後の英国競争法関連法案¹(「Competition SI」)を公表したのに続き、英国競争法当局である The UK Competition and Markets Authority(「CMA」)もノー・ディールにおけるブレグジット後のCMAの役割についてのステートメントを公表した²。本稿では、ブレグジット後(特にノー・ディールの場合)の欧州におけ

¹ The EU Withdrawal Act 2018(Section 8(1))に基づき立案された The Draft Competition (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019。なお、英国政府は同法案についての Explanatory Memorandum も公表している。

² ["CMA's role if there's no Brexit deal"](#)。また、企業結合規制に関する["CMA's role in mergers if there's no Brexit deal"](#)及びカルテルその他競争法違反調査の取扱いに関する["CMA's role in antitrust if there's no Brexit deal"](#)も参照。

る競争法の概況及び当局対応の留意点を紹介する。

1 プレグジット後の EU 及び英国の競争法上の関係性

現在、英国政府は本年 11 月に EU との間で暫定合意された離脱協定案について、英国議会における承認取得を目指している。もっとも、暫定合意発表後の離脱担当相の辞任等を踏まえると、離脱交渉がノー・ディールに帰着する可能性も否定はできない。また、後述のとおり、プレグジット後の EU・欧州委員会及び英国・CMA との競争法案件における関係(例えば、継続中の事案に対する欧州委員会と CMA の権限分掌等)は暫定合意案においても確定されておらず、移行期間(現時点では、プレグジットの効力発生日時である 2019 年 3 月 29 日午後 11 時(GMT)から 2020 年 12 月 31 日までとされている。)の間の交渉に委ねられている。

しかしながら、離脱協定が最終合意に至るか否か(また、合意された場合の移行期間における交渉の経過)に関わらず、英国が EU を離脱することに伴い、プレグジット後においては、EU・欧州委員会及び英国・CMA による競争法案件の取扱いにつき、以下のような影響が生じることは指摘できる。

- ① 欧州委員会に対する EU 域内を包括する企業結合届出(“One-stop Shop”)をもって CMA への届出を省略することはできない
- ② プレグジット後の欧州委員会によるカルテル事案に対する執行(enforcement)は英国内では効力を有しない
- ③ 欧州委員会と CMA は独立して企業結合及びカルテルその他競争法違反に関する調査を行う

2 ディール／ノー・ディールと競争法案件における留意点

(1) 離脱協定が合意された場合

離脱協定の暫定合意案においては、大要、移行期間中においては、英国に対する EU 法の適用その他現状の EU・欧州委員会及び英国・CMA との競争法案件における関係が継続することとされている。一方、移行期間満了後の関係については、移行期間中に EU 及び英国との間で交渉が続けられる予定であるため、現状でも、移行期間満了までどのような合意がされるかを確定的に見通すことは困難である。

(2) ノー・ディールの場合

本年 10 月に CMA が公表したステートメントにおいて、ノー・ディールの場合におけるプレグジット後の企業結合案件及びカルテルその他競争法違反案件の取扱いについて説明がされている。なお、英国議会は、ノー・ディールの場合に英国が独立した(スタンド・アロンの)競争法法制に移行するための Competition SI について並行して審議中である。かかるステートメント及び Competition SI の概要は以下のとおりである。

企業結合規制

One-stop Shop により欧州委員会に届出がされた取引について、プレグジットの効力発生日までに欧州委員会が決定を行った場合、CMA は当該案件について原則として調査を行うことはできない(欧州委員会の決定が裁

判所により事後的に無効とされた場合等を除く)。一方で、ブレグジットの効力発生日までに欧州委員会が決定を行わなかった場合には、英国の届出要件³が充足される範囲において、CMA は当該取引に対して欧州委員会と並行して調査をすることが可能となる。

この点、英国は(届出要件を充足する場合であっても)企業結合届出を義務付けない任意届出制度を採用しているが、CMA は任意届出が行われなかった取引が英国における競争に与え得る影響等につきモニタリングを行っている。CMA は、かかるモニタリングをブレグジット後も継続する意向を公表するとともに、欧州委員会に対する届出がされていてもブレグジットの効力発生日までに決定が得られない可能性がある取引については、英国における届出の要否について検討し、早い段階で CMA にコンタクト・事前相談を行うよう推奨している⁴。

したがって、現在進行中又は今後検討される取引のうち、英国の市場に影響を与え得るものについては、①ブレグジットの効力発生日までに欧州委員会からのクリアランスを取得する⁵、又は②速やかに CMA への届出要否について検討を行うことが望ましい。

カルテルその他競争法違反

The European Union (Withdrawal) Act 2018 により、ブレグジットの効力発生日において、既存の EU 法は原則として包括的に英国法に移管されることが想定されている。

一方で、競争法については、ノー・ディールの場合は Competition SI に基づき、英国において EU 競争法は効力発生日後には原則として適用されず、現状の The UK Competition Act 1998(「英国競争法」)のみが適用される⁶。但し、英国裁判所及び CMA は、英国競争法の解釈に際して、既存の EU 競争法及び欧州裁判所の判例にはブレグジット後も原則として拘束されるとともに、ブレグジットの効力発生日までに欧州委員会により行われた決定についても考慮する必要がある(一方で、ブレグジット後の EU 競争法及びこれに係る判例等と整合する解釈を行う必要はなくなる。)⁷。

企業結合規制と同様に、欧州委員会が調査中の案件についてブレグジットの効力発生日までに決定を行った場合、CMA は当該案件について原則として調査を行うことはできない(欧州委員会の決定が裁判所により事後的に無効とされた場合等を除く)。一方で、ブレグジットの効力発生日までに欧州委員会が決定を行わなかった場合には、CMA も欧州委員会と並行して調査を開始することができる。この点、カルテルその他競争法違反行

³ 詳細は The Enterprise Act 2002 に定められている。

⁴ “CMA’s role in mergers if there’s no Brexit deal” 参照。

⁵ 但し、欧州委員会への One-stop Shop での届出が利用できるものに限る(これが利用できない場合には、ブレグジットの前後に関わらず CMA への届出を検討する必要がある。)。なお、欧州委員会からのクリアランス取得には一次審査(フェーズ 1)で審査が終了するとしても、原則として届出から 25 営業日を要することに留意してスケジュールを検討する必要がある。

⁶ もっとも、英国競争法は EU 競争法と実質的には類似している。また、ブレグジット後も、EU 競争法所定の行為類型に認められる適用除外(Block Exemption)(例えば、一定の垂直取引、技術関連取引、R&D 等)も、一部修正のうえで適用が継続されることがされている。

⁷ Competition SI(Section 22 及び 23)により現在の英国競争法 Section 60 と入れ替えられる Section 60A 参照。

為について、CMA も欧州委員会の調査と並行した独自の調査に意欲を示している⁸。

カルテルその他競争法違反行為の調査について、欧州委員会及び EU 加盟国の競争当局 (National Competition Authorities (NCA)) は案件の適切なアロケーションに関してコミュニケーションを図っているとされており、実務上、欧州委員会と NCA が並行して調査を行うことは例外的と考えられている。しかしながら、現在欧州委員会にリニエンシー申請をしている (又は今後申請する) 案件のうち、欧州委員会が実際に決定を行うのはプレグジット後となるものが少なくないと思われるところ、かかる案件についてプレグジット後に CMA が欧州委員会と並行して調査を開始した場合、欧州委員会へのリニエンシー申請のみによっては英国においてリニエンシーの恩恵を得られない点に留意が必要である⁹。このため、現時点においても、英国市場に影響を与え得る違反行為については、CMA による並行調査の可能性を考慮して、欧州委員会のみならず、CMA へのリニエンシー申請についても検討が必要となる。

3 今後の展望

離脱協定について EU 及び英国政府間での暫定合意がなされたものの、離脱交渉の帰着点ははまだ極めて不確かであると言わざるを得ない。このため、欧州・英国の市場における競争に影響を与えないし関係する企業活動については、ノー・ディールの場合も想定した事前の対応 (例えば、検討中の M&A について欧州委員会と CMA の双方への届出等) を検討することが肝要と思われる。

Ⅲ. 2018 年に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

本年に当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ The Merger Control Review, Ninth Edition (Japan Chapter) (論文)
2018 年 9 月 (著: [中野 雄介](#), [鈴木 剛志](#), [矢上 浄子](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Guide to Merger Remedies (Japan chapter) (論文)
2018 年 9 月 (著: [臼杵 善治](#), [バンリ ムシス](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Getting the Deal Through: Private Antitrust Litigation 2019 (Japan Chapter) (論文)
2018 年 9 月 (著: [石田 英遠](#), [鈴木 剛志](#))

⁸ CMA はプレグジット後において増加が見込まれる企業結合審査及び競争法違反に対する調査のために、人員の拡充等を進める一方で、ノー・ディールの場合にはプレグジットの効力発生日までに十分なリソースの確保ができない可能性も指摘されている。この点、CMA は、プレグジット後に調査の開始を検討するに際しては、CMA の最適なリソース配分について定めた CMA Prioritisation Principles を考慮するとしている (“CMA’s role in antitrust if there’s no Brexit deal” 参照)。

⁹ カルテル調査における欧州委員会に対するリニエンシーの申請については、EU 域内における (企業結合届出のような) One Stop Shop の効果がないと考えられている。このため、NCA が独自に行う調査に関してリニエンシーの効果を得るためには、欧州委員会のみならず、当該 NCA にリニエンシーを行うことが推奨される。

原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ Market Intelligence -CARTELS IN JAPAN- (論文)
2018年8月(著:[江崎 滋恒](#), [バシリ ムシス](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Franchise 2019 (Getting the Deal Through, Law Business Research) (論文)
2018年7月(著:[原 悦子](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 'Chambers Global Practice Guides' on Cartels 2019 - Law & Practice (論文)
2018年6月(著:[江崎 滋恒](#), [臼杵 善治](#), [バシリ ムシス](#), [石田 健](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR Know how - Information Exchange 2018 (Japan Chapter) (著書)
2018年5月(著:[鈴木 剛志](#), [バシリ ムシス](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Getting the Deal Through - Dominance 2018 (Japan chapter) (論文)
2018年4月(著:[山田 篤](#), [臼杵 善治](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Getting the Deal Through - Pharmaceutical Antitrust 2018 (Japan Chapter) (論文)
2018年4月(著:[中野 雄介](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Cartels and Leniency Review - Sixth Edition (Japan Chapter) (論文)
2018年3月(著:[石田 英遠](#), [田中 勇氣](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Japan: Merger Control (論文)
2018年3月(著:[石田 英遠](#), [原 悦子](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 独占禁止法と損害賠償・差止請求 (著書)
2018年2月(著:[中野 雄介](#))
書籍の紹介および購入ページへのリンクは[こちら](#)

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 臼杵 善治(yoshiharu.usuki@amt-law.com)
 - 外国法事務弁護士 バシリ ムシス(vassili.moussis@amt-law.com)
 - 弁護士 植村 直輝(naoki.uemura@amt-law.com)
 - 弁護士 金子 涼一(ryoichi.kaneko@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

■ Key Members



石田 英遠

パートナー

hideto.ishida@amt-law.com

Tel : 03-6775-1019

Fax : 03-6775-2019



江崎 滋恒

パートナー

shigeyoshi.ezaki@amt-law.com

Tel : 03-6775-1040

Fax : 03-6775-2040



中野 雄介

パートナー

yusuke.nakano@amt-law.com

Tel : 03-6775-1049

Fax : 03-6775-2049



山田 篤

パートナー

atsushi.yamada@amt-law.com

Tel : 03-6775-1134

Fax : 03-6775-2134



原 悦子

パートナー

etsuko.hara@amt-law.com

Tel : 03-6775-1088

Fax : 03-6775-2088



鈴木 剛志

パートナー

takeshi.suzuki@amt-law.com

Tel : 03-6775-1288

Fax : 03-6775-2288



臼杵 善治

パートナー

yoshiharu.usuki@amt-law.com

Tel : 03-6775-1168

Fax : 03-6775-2168



バシリ ムシス

外国法事務弁護士

vassili.moussis@amt-law.com

Tel : 03-6775-1393

Fax : 03-6775-2393



石田 健

スペシャル・カウンセラー

takeshi.ishida@amt-law.com

Tel : 03-6775-1485

Fax : 03-6775-2485

**ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒100-8136 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

TEL:03-6775-1000

www.amt-law.com